

一般向け新型コロナワクチンの配分について

令和3年8月13日

ワクチン接種体制整備班

国において新型コロナワクチンの割当てに係る配分計画が示され、第13クールから第15クールにおいて、12歳以上の人口の8割へ2回接種するために必要なワクチンが県に配分されることとなった。

これを受け、県では国の配分方法を基本とし、以下のように各市町村へ配分する。

1 ワクチンの県への配分(予定)

クール	全国(箱)	千葉県(箱)
第13クール(8/30、9/6の週)	9, 244	595
第14クール(9/13、9/20の週)	9, 243	595
第15クール(9/27、10/4の週)	9, 173	595

※上記箱数は基本枠

※第14・15クールで併せて全国300万回分程度の調整枠あり

2 配分方針

- (1) 各市町村の12歳以上人口の8割が2回接種するために必要な接種回数を算出する。
- (2) これまで市町村に配分したワクチン量等から接種回数を算出し、(1)から差し引いた残りの「未接種回数」に応じて、基本枠の85%程度を按分する。

- (3) これまで市町村に配分したワクチン量から、VRS の接種数を差し引いた数を「未接種ワクチン量」とする。
- (4) 各市町村の2週間の総接種回数(VRS)から1クール(2週間分)の消費箱数を算出する。
- (5) 基本枠の15%程度を(3)、(4)をもとに按分する。
- (6) その他、必要な調整*を行う。

* 住所地外接種の状況など、市町村の状況に応じ調整する。端数調整を含む。

【その他】

- ・この方針は原則第14・15クールにおいても同様とする。
- ・県全体の接種率が対象人口の8割に最大限近づくよう配分する。
- ・既に対象人口の8割の接種に必要なワクチンを配分している場合は、新たに配分しない。
- ・接種実績及び供給数はファイザー社及びモデルナ社ワクチンについて勘案する。
- ・第14・15クールの国の調整枠数によって、配分比率など変更する場合がある。
- ・第14・15クールの国の調整枠数によって、配分数がさらに増加する市町村がある。